

## 初期妙心寺の世代とその住持位次

加藤正俊

『正法山妙心寺住持次第』によると、初期妙心寺の世代は、

開山関山玄和尚 二世授翁弼和尚

三世無因々和尚 四世雲山峨和尚

第五世明江西堂 第六世拙堂朴和尚

第七世日峰舜和尚 第八世義天詔和尚

第九世雪江深和尚

と次第している。川上孤山師の『妙心寺史』<sup>(1)</sup>は、二世授翁の妙心寺住山の康安元年（一三六一）より、九世雪江示寂の文明十八年（一四八六）までを、妙心寺の六祖時代と呼んでいる。川上師によると、この間における妙心寺の法系者は六代であるが、住世者は九世となるとして、以下の如くに区分する。

法系者：(一)開山 (二)授翁 (三)無因 (四)日峰 (五)義天 (六)雪江

住世者：(一)開山 (二)授翁 (三)無因 (四)雲山 (五)明江 (六)拙堂 (七)日峰 (八)義天 (九)雪江

『妙心寺史』<sup>(2)</sup>によると、住世者であって法系者に加えられない雲山、明江、拙堂の三師は、何れも開山の法孫ではあ

るけれども、寺統権を定める視篆を受けていないから、法系世代に加えないのである、としている。しかし妙心寺が出世の道場となり、賜紫綸住の寺統を確立するのは、永正六年（一五〇九）の後柏原天皇の綸旨<sup>3</sup>によってであるから、それ以前の妙心寺に視篆入寺の儀があったとは思えないし、完全な語録も遺っていない無因・日峰・義天らが視篆の儀を行ったという記録もない。初期の妙心寺の歴史を伝える唯一の通史ともいえる東陽英朝の『正法山六祖伝』（以下『六祖伝』と略称）の中にも、視篆の記載は見られない。

初期の妙心寺史には不明なことが多いが、中でも住世者であって法系者でないとされるこれら雲山・明江・拙堂らの伝記には、特に不明な点が多い。遺された僅かな史料をもとに、雲山・明江・拙堂らの行状と、初期の妙心寺の時代の位次とを、以下に論じてみたい。

#### 雲山について

雲山に関する記録の中で、最も若年時代の動静を示すと思われるものに、『六祖伝』の関山の章に見える以下の如き記述がある。

〔大徳〕  
 「龍宝国師在世時、称旧参者十六人、国師遷化後、相率帰師<sup>関山</sup>席下。峩侍者其首也。峩遭打出凡二十五度、後嗣授翁。雲山和尚是也」

雲山は大徳寺開山の大灯国師に参じ、大灯の寂後さらに会下の旧参十六人とともに、妙心寺の関山の会裡に参じ、それらの旧参の中でも首位を占める者であったことが知られる。しかし雲山は関山の会下<sup>3</sup>にありながら関山の印可を受けることなく、関山の寂後、引き続き授翁の会下に参じてようやくその印可を受けることになるのである。大灯国師宗峰妙超の示寂が、建武四年（一三三七）の十二月二十二日のことであり、関山の示寂が延文五年（一三六〇）十二

月十二日であるから、雲山は授翁に参するまでに大燈・関山のもとで、少なくとも三十年に及ぶ修行の時代を経過していることになろう。授翁は康安元年（一三六一）に妙心寺に住し、康暦二年（一三八〇）三月二十八日に示寂しているので、仮りに示寂の年まで住山していたとすれば、授翁の妙心寺住山の期間は、二十年に及ぶことになる。雲山が授翁の印可を得たのはいつのことか判然としないが、雲山の長い修行時代を考えれば、おそらく授翁の妙心寺住山後、間もなくの頃であろうと想像される。

また川上師の『妙心寺史』<sup>4</sup>は、雲山を関山の血縁者であるとしており、多くの史書がこの説を踏襲しているが、これは江戸時代、駿州蒲原の龍雲寺の応禅普善（一三七三—一七四三）の創作する「関山国師遺誠」が、関山金口の「遺誠」であることを後世に信用させるために、わざわざ「遺誠」に付した雲山、根外、温中、耽源、応禅等の跋文<sup>5</sup>中（これらもすべて応禅の創作するものであるが）の根外の跋文の最初に、「吾雲山先師者、信陽之種族而玄祖<sup>6</sup>父母之外孫也」とある一文に由来するものである。これらの「遺誠」なり跋文の内容が、信頼できないものであることは、既に筆者がしばしば述べて来たところである。

従来『妙心寺文書』の中で、雲山に関する史料の一番最初のものとしてきたのは、『妙心寺文書』(一)に収録する以下の如き「光明院綸旨」（寺伝）であった。

河内国網代庄

為美濃国五ヶ郷

替所被寄付玉鳳

院也 可被知行

領掌之由

天氣所候也 仍執達如件

康□□年三月廿日 左中弁（花押）

雲山上人御房

これは河内国網代庄を、美濃国五ヶ郷の替りとして、玉鳳院（花園法皇塔所）に寄附するという論旨である。この論旨の年紀の一部が欠損していて不明のところがあるが、年号の最初に康の字が見えるので、寺伝ではこれを康永年間（二三四―四四五）のものに見なし、光明天皇の論旨として、『妙心寺文書』の中でも関山慧玄関係の文書の収録される第一巻に収めている。しかし筆者が既に『妙心寺大観』<sup>(7)</sup>の解説のところ述べて来たように、これを康暦二年（一三八〇）の後円融天皇の論旨とするのが、内容的にも正しい。康永年間のものとなれば、花園法皇も関山も共に在世中であり、雲山は関山寂後さらに授翁に参することになるのであり、第一玉鳳院にはまだ花園法皇が住世中であるから、雲山が玉鳳院の塔主となるはずがない。

もっとも後に述べることになるが、嘉吉の初年頃（一四四一―二）には、まだ妙心寺でもこの文書は康暦二年のものとなされ、後円融天皇の論旨とされている。故に後年この文書の年紀が欠損した頃（江戸時代？）、『妙心寺文書』が編纂され、誤って康永年間のものとなされたのではなからうかと思われる。

尚この論旨と内容的に関連する後円融天皇の論旨が、『妙心寺文書』(三)に収録されているので、参考までに以下に紹介しておく。

和泉国宮里保為

美濃国五箇郷替

所被寄附玉鳳院也

天氣如此 仍執達

如件

永和四年三月廿日 左中弁（花押）

授翁上人禅室

兩論旨の中に見える美濃国五箇郷については、『正法山妙心禅寺記』（以下『妙心寺記』と略称）中に、「故奉號萩原法皇、又重遷于華園、於方丈後起玉鳳院、以棲息。於是將美濃国五箇荘属院、充御厨也。」の記事を見るのみにてこれに関する花園上皇の院宣は遺っていない。

さて先述の雲山宛の光明天皇の論旨（寺伝）が、康暦年間の後円融天皇の論旨であるとすれば、応安四年（一三七一）の年紀を有する次の萩原宮令旨が、雲山宛の文書としては最も早いものとなる。

近江国伊香庄内古橋

郷 為伊賀国長田庄替

所被寄進玉鳳院也

可被存知者 萩原宮令旨

如此 仍執達如件

応安四年十月三日 （花押）

雲山上人御房<sup>9)</sup>

生没年時不明の雲山であるから、その世寿は定かでないが、仮りに大燈（宗峰妙超）示寂の頃、二十五歳位とすれば、この頃六十代前後の年齢に達していると推定出来る。しかも玉鳳院塔主の要職にある。後に妙心寺三世の職に就く無因が、この年四十六歳で授翁の印可を受けることになるのであるから、無因よりも雲山の方が遥かに先輩であろう。

それより二年後の応安六年（一三七三）の年紀を有する、雲山宛の後光厳上皇の院宣二通が知られるので、以下に

列記してみよう。

長講堂領但馬国

七美庄上方内友真

包弘両名事 任経秀

寄進狀之旨 微笑菴

相伝知行不可有相違者

院宣如此 仍執達如件

応安六年九月三日

雲山上人御房<sup>(1)</sup>

(花押)

長講堂領但馬国

七美庄上方内萩山

名事 経秀重寄進

微笑菴之由 被聞食

了 相伝知行不可有

依違者

院御気色如此 仍執達

如件

応安六年九月三日

(花押)

雲山上人御房<sup>(12)</sup>

この頃雲山が微笑庵（関山慧玄の塔所）の塔主であったことが知られる。さらにこれより二年後の永和元年（一三七五）の年紀を有する、雲山宛の後円融天皇の繪旨が知られる。

豊後国臼杵戸次

両庄所有御寄附

玉鳳院也 早致領知

可令專造營給之由

天氣所候也 仍執達如件

永和元年七月五日 右少弁（花押）

雲山上人御房<sup>(13)</sup>

この頃雲山は再び玉鳳院の塔主をつとめていたことが知られる。

ところがこれより三年後の、永和四年（一三七八）三月廿日の年紀を有する後円融天皇の繪旨<sup>(14)</sup>があり、これは先きに全文を記述した美濃国五箇郷の替として、和泉国宮里保を玉鳳院に寄附するというもので、宛先きは授翁上人禪室となつているから、この頃授翁は雲山に替つて玉鳳院の塔主をつとめていたことになる。妙心寺住持職のままの兼務であったのかどうかは不明であるし、玉鳳院を退いた雲山が当時どこで何をしていたのかも不明である。この繪旨の発給より二年後の康暦二年（一三八〇）三月廿日『妙心寺文書』<sup>(15)</sup>ではこれを康永年間のものとなし、光明院の繪旨として述べていることは既に述べた。その後円融天皇の繪旨<sup>(15)</sup>（美濃国五箇郷の替りに、河内国網代庄を玉鳳院に寄進するといふ内容）は雲山宛であるから、この頃の玉鳳院塔主は授翁に替つて雲山がつとめていたことがわかる。この繪旨の発給から八日後の三月廿八日、妙心寺二世の授翁が八十四歳で示寂しているから、三月廿日頃は既に授翁は病床

にあったのではないかと想像される。このように記録で見える限り雲山は、玉鳳院塔主を三度、微笑庵塔主を一度つとめており、しかも授翁示寂以後、その消息は絶えてしまっているのである。

授翁示寂の翌年の永徳元年（一三八一）、無因が妙心寺の第三世として住山する<sup>(16)</sup>。五十六歳の時のことである。以後無因の妙心寺住山の時代が続くのであるが、無因の住山の期間を証明する史料は、以下の二点しか見出せない。一つは永徳三年（一三八三）の年紀を有する萩原宮の令旨である。

末久領内豊前

国宮時庄 所被寄

附妙心禅寺也 殊

致紹隆沙汰 可被專

旧院御菩提者

萩原宮令旨如此 仍

執達如件

永徳参年正月十一日 右衛門佐（花押）

無因上人禅室<sup>(17)</sup>

もう一つは至徳二年（一三八五）の年紀を有する某宮の令旨である。

紙屋川小田事 両

方相論之支證 共以

不分明之間 任法曹

勘状被成公領了

而為花園院御

塔頭異他之間 可有

御寄附妙心寺候 為永

代之寺領 可令管領

給之由 宮御消息所候

也 仍執達如件

至徳二年正月廿八日 僧正（花押）

宗因上人御房<sup>(18)</sup>

至徳二年以後、無因がいつまで妙心寺に住山していたか定かではない。

応永元年（一三九四）無因は西宮に海清寺を開創して同寺に住することになるが、それより先き、外護者である波多野義重が、下京の千本松原にあったとされる自邸内に退蔵院を設け、無因を特請して同院住持としていた。この時無因が妙心寺住職を兼ねることなく退蔵院に住しておれば、無因の妙心寺退山は、応永初年をさかのぼることになるかも知れない。

『妙心寺記』<sup>(21)</sup>によると、妙心寺第六世とされる拙堂は、応永の初年妙心寺に住山しているから、『妙心禅寺住持次第』の住持位次をそのまま信ずれば、拙堂住山以前（即ち応永初年以前）に第四世の雲山と、第五世の明江の二師が、相ついで妙心寺に住山していなければならぬことになる。明江については後章に論ずることになるから、ここでは問題を雲山にのみしぼってみる。先述の如く雲山の史料は、無因の妙心寺住山以前に集中し、無因の住山中も住山以後にも全く見られず、当然のことながら、雲山が無因の後に妙心寺に住山したという明徴もない。それどころか雪江は、『妙心寺記』の中で、「（傳）禅師下有雲山哉・無因因・拙堂朴。接武住本山」と記し、妙心寺第三世の無因より、雲山

が先きに妙心寺に住したかのような文章を遺している。雲山と無因の妙心寺住持位次の先後は、極めて微妙といわざるを得ない。

#### 拙堂について

妙心寺第五世とされる拙堂は、先述したように応永の初年に妙心寺住持となっているが、『六祖伝』の授翁の章に、授翁の法嗣とあるのみで、雲山同様出自も生没も不明の人である。

応永六年（一三九九）冬、大内義弘が和泉堺に拠って所謂応永の乱を起し、足利義満の幕府軍と戦った時、『妙心寺記』<sup>(23)</sup>によれば、以前より大内氏と師檀関係に在った拙堂は、義弘の軍に荷担して幕府軍に馳突したとされる。幕府軍の勝利の後、將軍義満は拙堂を憎み、妙心寺の寺産・寺領を押し取り、その悉くを青蓮院に与えた。応永七年のことである。当時青蓮院門主は尊道法親王であり、<sup>(24)</sup>法親王は後伏見天皇の皇子で、花園法皇の甥に当った。義満は拙堂を憎む余り、妙心寺を潰して寺産寺領を押し領したが、妙心寺の開基たる花園法皇の因縁を重じ、法皇の縁者たる尊道法親王に、妙心寺の寺領を与えたのだといわれる。

潰滅された妙心寺に属する関山派の法孫らは、五山の中の法系的近親関係にある大応派に属する、南禅寺の正眼院や建仁寺の天潤庵に移ったり、地方に散在する関山派の末寺寺院に分散し、ここに三十年以上に及ぶ妙心寺中絶時代が始まることになる。

応永十年（一四〇三）、青蓮院尊道法親王が示寂し、將軍義満の息・義円（後の六代將軍義教）が同院門主となった。この時義円の意志か義満の意志かは判然としないが、三年前に青蓮院に与えられた妙心寺領が、七箇所に分けて龍雲寺の任用宗器（將軍義満の弟）に分付されている。<sup>(25)</sup>『妙心寺史』<sup>(26)</sup>では任用が以後妙心寺を龍雲寺と改め、南禅寺

塔頭徳雲院（廷用の自坊）の末寺となしたとして、妙心寺の中絶時代を龍雲寺時代と呼んでいるが、これは既に指摘されているように、龍雲寺は以前から花園にあった寺で、たまたま廷用が住持しており、その寺に妙心寺の寺領が分与されたのであって、妙心寺が寺号を龍雲寺と改めたのではない。『妙心寺記』が、妙心寺領を龍雲寺の廷用宗器に分与せしめたと記する所以であり、また後年嘉吉年中（一四四一—四四）公命によってもとの妙心寺領の江州黒田古橋石作郷並びに網代庄が妙心寺に還附されたのに、幾日も無くして龍雲のために豪奪せらる、という記述の如きは、龍雲寺と妙心寺が全く別のものであることを、如実に示している。なお『妙心寺史』は、応永の乱後、拙堂が青蓮院に幽せらるること三年、と記しているが、その拠るところの史料も不明であるし、その後の拙堂の消息も伝えていない。

#### 明江叡西堂について

『妙心寺記』によると、妙心寺の中絶時代は、応永七年（一四〇〇）より永享初年（元年は一四二九）まで続いております。当時もまだ「尚彼他門領不安僧衆」の状態であり、妙心寺の跡には「唯微笑祖塔巍然存焉耳」であった。

永享四年（一四三二）、南禅寺徳雲院の廷用は、同じく南禅寺の宗利西堂を呼んで、「華園妙心寺者、備祖師遺迹也。年来以鈞命賜我。我今当還之西堂。宜報同門諸老、收拾合浦珠可也」と伝え、微笑庵の敷地を宗利西堂に譲ることにした。この時宗利西堂が徳雲院（廷用）に提出した、左の如き契約書が『妙心寺史』に掲げられている。

請取申花園妙心寺内微笑庵敷地之事

東限河西限大道

四至

南限大道北限堀

右彼微笑庵依為関山和尚入墮之地令

致懇望是故渡給条 忻慰無量者也

然間縱雖本文書等在何処号巷主

此敷地之外於寺領等不可訴訟

仍為未代契約狀如件

永享四年<sup>壬子</sup>三月二十日 宗利(花押)

徳雲院<sup>(34)</sup>

契約の内容は、譲与するのは微笑庵の敷地のみで、この敷地の外の寺領に関しては訴訟すべからず、という厳しい内容のものであったが、それにしても、この頃ようやくにして妙心寺復興の気運が萌し始めたといえる。宗利西堂は洛外に散在する関山派の諸老宿を集めて、妙心寺復興のことを咨り、その結果、尾張の瑞泉寺の日峰宗舜(無因の法嗣)を招いて、妙心寺の復興をその手に委ねることになる。『妙心寺記』が、「方今日峰和尚旺化青龍山<sup>(瑞泉寺)</sup>。人天攸帰敬

也。中興主盟非這老而誰歟。曰、可輒遣專使起禪師於尾之瑞泉住持本寺。」と述べ、『六祖伝』の日峰の章で「門中諸

老相議揀選新任持。師膺其<sup>(百轉)</sup>舉。」と説くように、この時日峰は妙心寺の新住職として、尾張瑞泉寺から上落して、妙

心寺再興の任に就くのである。先述の微笑庵の敷地の譲状の年紀から判じて、それは永享四年三月以降のことと思わ

れる。かくして応永七年(一四〇〇)拙堂住持の時、將軍義満の怒りによって潰滅させられた妙心寺は、三十二年後

の永享四年(一四三三)頃、日峰の手によって復興の緒に就く。『妙心寺住持次第』に記す如く、妙心寺の住持の位

次は、拙堂の後に(三十二年の空白期間を経てではあるが)日峰宗舜が継承して行くことになるのである。即ちこの

後、文安四年(一四四七)八月二十二日、勅を奉じて大徳寺に入寺するまでの十五年間を、日峰は妙心寺の住職とし

て同門の衆僧を統括し、只管祖塔の復興につとめて行くのであり、諸種の妙心寺史も等しくこの説を踏襲するが、し

かしこれに疑義を挟む史料が、後崇光院貞成親王の『看聞御記』の中に見出されているのである。それはつとに玉村竹二氏が、「初期妙心寺史の二・三の疑点<sup>(37)</sup>」の中で指摘されている、妙心寺第五世明江叡西堂についての史料である。明江は北朝崇光天皇の皇子であり、甥に当る貞成親王を通じ、自己の身上、或は進路について、しばしば公武の要路に訴えるところがあった。玉村氏の論文を参照しつつ、明江の動静を『看聞御記』によって要略すれば、以下の如くになる。

明江はもとは関山派に属した僧であったと思われるが、応永七年の妙心寺取潰し事件によって所居の場を失い、法系的に関山派と近親関係にあった大応派の、南禅寺塔頭正眼院の徒となり、五山派に籍を掛けることになる。応永十三年（一四〇六）頃周防に下向し、関山派と縁由の深い大内氏に迎えられ、その地の法泉寺に入寺、以後同寺住持として周防住いが三十余年にも及ぶことになる。その間、二・三度上落しているが、嘉吉元年（一四四一）四月の上落の節には、官寺五山への出世を遂げようと貞成親王を通じて種々の画策をめぐらすのである。しかし明江が、五山官寺への出世のための不可欠の条件である兼弘の儀を経ないために、五山の住持に任命される資格のないことがわかると、次には五山と同格の榮譽を持つ妙心寺住持への就任をはかる。『看聞御記』は嘉吉元年（一四四一）六月末より、嘉吉三年正月までの一年半の記録を欠いているが、記事の再現された嘉吉三年正月の八日の条に

八日 雪降（中略）妙心寺叡西堂入来 有盃酌 暫閑談（下略）

とあり、それ（嘉吉元年）まで周防法泉寺方丈の名で出ていた叡蔵主が、突如妙心寺の名で出て来ることによって、『看聞御記』の記事の欠落している一年半のうちの何時かに、妙心寺住持（しかも西堂位に昇格して）に就任したことを知り得るのである。なおこの『看聞御記』の欠落の部分に補う史料として、『伏見宮御記録』の「元二十五」冊に収める、以下の如き貞成親王の御消息の写しのあることを、玉村竹二氏の「初期妙心寺史研究補遺<sup>(38)</sup>」によって知ることができる。

一妙心寺事、花園院御置文嚴重之間、尤可有御管領事候、日峰大徳院(寺)入院候者、急可有御住候、萩原殿御遺跡管領之間、如此令申候、非方之人自専、無其謂候歟、早々御入院、可然存候也、恐々敬白、

嘉吉二

十月廿六日

道欽

進之候

宛書はないが、文書の内容から見れば、これは明江の妙心寺入院に関する消息であり、明江に宛てられたものと推察していい。道欽は貞成親王の法号である。文書の大意について玉村氏は以下のように述べられている。

「妙心寺は花園法皇の御置文があつて、関山慧玄一流相承のことを嚴重に言ひ置かれた御遺旨があるから、その血統に連なり、且つ関山の法系をうけた明江和尚、あなたが御管領あるべきである。幸ひ現住日峰は大徳寺に入院して、住持の席が虚しくなる筈であるから、そうしたら、急ぎ御入院あるべきである。花園院皇子萩原宮直仁親王の御遺跡は、私（貞成親王）が管領して居りますから、花園院の御遺旨について発言権があると思ひますので、このように御催促申上げる次第です。筋違いの人（非方の人）が妙心寺に対して、自専な振舞をするのは、甚だ道理のないことではありませんか。それ故、一刻も早く、当然の理運の人であるあなたが、同寺へ御入院なさるのが然るべきだと存じます<sup>39)</sup>」

以上この書状よつて判明するように、妙心寺現住の日峰は、この頃大徳寺へ入院する手筈になっており、やがて妙心寺住持の席が空くことになっていたのである。そこで貞成親王は、かねて妙心寺の住持職を望んでいた明江に対して、早々入院すべきことをすすめているのである。玉村氏の説明によれば、ここにいう「非方之人」は、日峰宗舜一派のこととされ、現在日峰派（即ち妙心寺教団）に妙心寺が独占されているのを、この機会に崇光院一流の皇族出



るに至ったのである。このように明江の嘉吉二年十月二十六日以降の妙心寺住山が、動かせない事実であるとすれば、明江の妙心寺住持の位次は、従来の寺伝の位次よりは大いに異なることになる。寺伝では五世明江、六世拙堂、七世日峰の順であるが、実際の位次は、五世拙堂、六世日峰、七世明江の順でなければならないことになる。ここで嘉吉年間起こった日峰の大徳寺入院の問題に言及しなければならぬが、それは後述に委すことにして、とりあえず明江の妙心寺入寺以後の動静を、『看聞御記』で追ってみよう。

嘉吉三年

正月十七日、晴、妙心寺入来、御宮筥有盃酌、宰相入道、源三位、隆富朝臣、持経朝臣、経秀候、竹園、西堂打碁  
(後略)

一条東洞院の貞成親王の邸で、碁を打っている西堂は、明江叡西堂であろう。

二月廿八日、晴、妙心寺入来、世之物念無心元之由奉、聊勸盃、(後略)

三月一日、雨降、毎事幸甚々々、祝着如例(中略)就法泉寺領事大内方へ奉書を可被下之由、自妙心寺奉之間、雖未申通重賢朝臣奉書遣之、屋代嶋安下庄公文名を大内借用申、如元寺家へ可返渡之由被仰、(後略)

明江の自坊である周防の法泉寺領(屋代嶋安下庄)が大内氏と揉めていることについての取計らいを、貞成親王に依頼していることが知られる。重賢は庭田氏、伏見宮家の家司である。

五月廿六日、日影聊出現、但陰気未晴、(中略)抑室町殿千魚百進之、大方殿五十進、三条按察、伝奏等如例遣之、

昆布、禁裏瑞春院百、真乗寺、岡殿進之如例、妙心寺初て進之、(後略)

妙心寺へ初めて昆布を進めた様子が伺える。明江西堂入寺のことに依って、初めて妙心寺に昆布を進めたということであるならば、明江の妙心寺入寺の時期は、嘉吉二年のことであることが、ここでも証明される。

七月四日、晴、(中略) 妙心寺入来、聽御帰、(後略)

七月十三日、晴、(中略) 瑞春院、南御方へ江菰五十籠被進、妙心寺、鳴瀧殿、五色十籠、各進之、

八月三日、晴、(中略) 妙心寺へ造花台梅進之、(後略)

九月三日、雨降、(中略) 妙心寺入来、明且等持寺へ被請、念可罷出之間、今夜是ニ可留之由、心静雜談暮打、

九月四日、雨降、妙心寺早旦被帰、(後略)

(この月の二十三日、南朝の皇族尊秀王並に遺臣の日野有光らが清涼殿へ乱入し、神璽・宝劔を奪って放火したため、後花園天皇は貞成親王の一条東洞院邸に移り、ここを仮御所とされた。以後貞成親王は、御所内で天皇と同居することになる。この状態は同年十二月二十九日、貞成親王が御所を天皇のために明け渡して、土御門高倉の三条実量邸に移るまで続く)

十一月廿七日、晴(中略) 妙心寺入来、寺領沙汰事、伝奏ニ令申云々、聽御帰、(後略)

ここに出てくる寺領は、妙心寺の寺領のことである。以後しばしば貞成親王のもとに到り、寺領復旧に奔走する明江西堂の姿が伺われる。

十二月三日、晴、(中略) 妙心寺入来、寺領沙汰事奉、(後略)

十二月五日、早旦妙心寺入来、就御沙汰事有承旨、(後略)

十二月六日、晴、(中略) 妙心寺領沙汰事、管領御催促、遊座ニ以御使可被仰之由、御僧御所頻奉之間、隆富朝臣為使遊座許へ遣、留守云々、此事最初自内裏以伝奏被仰出之間、此間伝奏ニ可立使之由雖被仰、不承引申之間、自是令催促、管領内者ニ被仰定云々、晚御僧御所入来、隆富朝臣今一度可罷出之由被仰、雖故障申固被仰、今夜御逗留、文字書田碁等有御遊、

隆富朝臣は伏見宮の家司たる四条隆富であり、遊座は管領畠山家の執事の遊佐氏であらう。

十二月七日、晴、早旦隆富朝臣遊座許へ罷向、対面、念可披露不可有等閑之由申、御使被下恐畏入之由申云々、妙心寺悦喜被帰、(後略)

十二月十七日、晴、(中略) 妙心寺入来、歳暮御礼也、御沙汰事、遊座管領耳ニハ入云々、(後略)

十二月十九日、晴、(中略) 妙心寺入来、管領へ可有御出之由承、近日之儀可然之由申、(後略)

後花園の内裏や、管領畠山家を通しての明江の寺領復旧の動きが伺われるし、また「妙心寺悦喜被帰」というような記述を見れば、明江の運動もある程度功を奏したかに思われる。『妙心寺記』の中に見える「後華園院嘉吉中、適々有公命。以江州黒田古橋石作郷、泊網代庄、見還附本寺」という記述などは、その具体的な成果の現われと思われる。しかしこれら江州黒田古橋石作郷や、網代庄の寺領などは、「無幾日復為龍雲被豪奪」とあるように、妙心寺領復旧の前途は、まだまだ多難に思われた。当時のそのような妙心寺の寺領の状態を示す嘉吉二年十一月八日の年紀を有する「妙心寺并玉鳳院領諸国散在庄園目録」が、『妙心寺文書』四に収録されているので、以下に紹介しておこう。目録中の各文書の頭に付したアルファベットの記号は、説明のために仮りに筆者の付したものである。

妙心寺并微咲庵  
玉鳳院領諸国散在庄園目録

合

- ① 一卷、貞和二年七月廿二日 萩原上皇勅書  
 ② 一通、応永五年十月廿五日 鹿苑院殿御判  
 ③ 一通、暦応五年正月廿九日 花園院寄附院宣  
 ④ 一通、康永四年二月十三日 河内国下仁和寺庄号守口地頭職寄附院宣 御料所  
 ⑤ 一通、貞治三年二月廿三日 但馬国七美庄半分下方寄附院宣 龍雲寺当知行  
 ⑥ 一通、貞治五年五月廿一日 近江国伊香庄内黒田郷寄附令旨 同知行  
 ⑦ 一通、応安四年七月廿日 摂津国有馬郡仲庄内野上村寄附状 同知行  
 ⑧ 一通、応安四年十月三日 近江国伊香庄内古橋郷寄附令旨 同知行  
 ⑨ 一通、応安六年九月三日 但馬国七美庄上方内友真包弘両名寄附院宣 同知行

- ①一通、応安六年九月三日 但馬国七美庄上方内萩山名寄附院宣 同知行
  - ②一通、永徳三年正月十一日 豊前国宮時庄寄附令旨 不知当知行
  - ③一通、永和元年七月五日 豊後国臼杵戸次兩庄寄附論旨 不知当知行
  - ④一通、永和四年三月廿日 和泉国宮里保寄附論旨 春日社当知行
  - ⑤一通、康暦二年三月廿日 河内国網代庄寄附論旨 龍雲寺当知行
- 已上拾四通

右所亦者皆以妙心寺之本領也、近年太略龍雲寺知行之

嘉吉二年十一月八日 微笑庵主宗璨(花押)

以上の庄園目録からわかるように、⑤文書(貞治三年二月寄附された但馬国七美庄半分下方)以下の所属の庄園の殆どが、龍雲寺の知行となっていたことが知られる。

なお微笑庵主宗璨の手によってこの目録が作成された時期を考えるならば、この目録は正に明江の妙心寺入寺に備えて作成されたものと言つていいであろう。しかもこれらの寺領庄園の殆んどが、花園法皇やそのあとを嗣いだ萩原宮(法皇の皇子直仁親王の没後、伏見宮家の監理となる)をはじめ、その一統の光明院、後光厳院、後円融院の寄進(註(45)を参照)するところのものであったから、伏見宮家出身の明江西堂の妙心寺領復旧の主張には、強い正当性があったと思われる。

永享四年(一四三二)尾張の瑞泉寺から日峰を新任職に招請し、長年中絶していた妙心寺の再興につとめていた妙心寺教団が、それから十年後の嘉吉二年(一四四二)、花園法皇ゆかりの伏見宮家出身とはいえ、関山派法系の法嗣でもない明江(『妙心寺記』の中の雪江の証言)を伏見宮家の要請によって妙心寺住持の職に据えなければなら

らなかったのは、このような理由によつたのであろうか。

日峰のことに移ろう。従来日峰は文安四年（一四四七）の八月、後花園天皇の勅を奉じて大徳寺へ入院したとされるのであるが、先きに『伏見宮家御記録』に収める嘉吉二年十月二十六日の貞成親王の消息の写しによつて、既にその頃、日峰に大徳寺入院の氣運のあることを知つた。明江の妙心寺入院は、この日峰の大徳寺入院により妙心寺の住持職が空位となつて、はじめて可能となる筈であつた。しかしどういふ経緯からか、ことはそのように運ばず、日峰の大徳寺入院の実現せぬままに、明江の妙心寺入寺の方が先きに実現してしまつたようである。『六祖伝』<sup>(47)</sup>の日峰の項によれば、当時日峰は細川持之（春禪居士）の絶大な帰信を得ていた。日峰の大徳寺入院の氣運は、この細川氏の支援を抜きにしては考えにくいのであるが、日峰の頼みとしていた持之は、嘉吉二年の六月、管領職を罷免され、ついで八月死去するに至り、嗣子の勝元はまだ若年であつた。この辺の史料が乏しいので詳細は不明であるが、このような細川家を襲つた一連の事態が、日峰の大徳寺入院の氣運を削ぐことになり、入院が実現しなかつたのではなからうか。しかし日峰の大徳寺入寺の動きは、のちのちまで根強く続けられて行くように思われる。

嘉吉三年八月、大山の瑞泉寺の看坊・雲谷玄祥（日峰の法嗣）に送つた日峰の書状が遺つているので、以下に見てみよう。

杉原二帖令進之候

<sup>(足利義勝)</sup>

今度無事過了、仍去六月廿一日將軍十歳辞世、同廿九日就于等持院行事了、其次一腹九歳將軍御所未居、今時節先烏丸殿御坐候、中陰今月中也、將又、当院庫子之坊造管等、僧達辛勞可有推察候、無長板候間、不弁候、其方之茶堂之打板、先可上給候、代物者退藏院可弁候、其外可上物共琳藏主方へ申遣候、能く申談被上候者、大切候、山中之式如何候哉、辛勞奉察候、就中、龍宝山之事一向候、令辞退候間、造管等被成候、定了簡候哉、又玄三侍者病

氣以外候、此間、法印之葉以少得減候、落居如何々々、委細候事共、最要々々、伝語候事候 不宣

(嘉吉三年)  
八月六日 宗舜(花押)

瑞泉寺(48)  
青龍看丈

文中龍宝山云々とあり、前年の嘉吉二年に見られた日峰の大徳寺入院の問題が、まだ続いていることを伺わせ、ほかばかりくので辞退するというような文言も見られる。それにしてもこの頃、既に明江は妙心寺の住職となっていたはずであるのに、書状の内容からはそれらしい状況は一向に伺われない。書中に見える「当院庫子之坊造宮云々」は、鞍馬の寺を引き移したという<sup>(49)</sup>、日峰の塔所養源院のことと思われる。長板が入手できないので、瑞泉寺の茶堂の打板をはずして送るように命じ、代物は既に洛中から妙心寺に移っていた退蔵院のもので弁ずるよう申し渡している。

翌文安元年の『一休和尚年譜』によれば、「舜日峰以官命將住山。養叟和尚和会師而欲拒其入寺。」とあり、官命によつて日峰が正に大徳寺に住山せんとする気運にあつたことを知り得るし、養叟と一休とが協議して、その入寺を拒もうとしていた様子も伺われるが、結局この年も日峰の大徳寺入寺は実現していない。

日峰の大徳寺入院のことが漸くにして実現するのは、嘉吉二年(一四四二)より数えて五年後の文安四年(一四四七)八月二十二日のことで、『瑞泉寺史別巻 妙心寺派語録一』にその入寺法語が収録されている。例えば山門の偈は、「虚堂八十再住山、々僧八十始入寺、関、無処回避」とあり、この偈によつて日峰は、八十歳で大徳寺に新住したことが知られる。『妙心寺派語録一』の日峰入寺法語の中には見えないが、『妙心寺史』には、この時日峰が妙心寺住持の明江に対して述べた、以下のような謝語を載せている。

明江西堂和尚 王室玉葉 (瑞龍山)  
龍峰頭角 (十刹西堂位)  
経過真如界 坐断正法山 (妙心寺)  
德行大哉 誰不瞻仰 (49)

謝語の内容は、明江が皇室の血統を受け、南禅に掛籍して大成し、後に官寺十刹の西堂位（真如位）に陞り、ついで妙心寺の住持をつとめたことを述べている。この後明江が史料に姿を現すのはあと一度だけとなる。即ち『看聞御記』の文安四年十二月三日の記事である。貞成親王がその前月（十一月）の二十七日に後花園天皇から「太上天皇」の尊号を受けていたので、その参賀のため「妙心寺」が貞成親王邸に祇候しているのである。この妙心寺、確証は無いが明江西堂と見做して間違いないであろう。

翌文安五年正月二十六日、日峰は妙心寺において示寂し、塔所養源院に葬られる。日峰遷化の訃に接し、尾張犬山の瑞泉寺より参上し、養源院に住したのは、日峰の法嗣の義天玄詔であった。この後、皇親系を代表する明江と、管領家細川勝元の外護を頼みとする義天との間に、妙心寺住持職の授受が行われた管であるが、それが何時のことであったかは定かでない。確かなのは、それまで公家系統の寺領庄園に頼っていた初期妙心寺教団の経営の基盤が、以後細川管領家や諸国散在の守護大名・守護代などの武家集団へと、大きく転換して行ったことであろう。

以上の論述によって、筆者は今日教団で定説となっている、初期妙心寺の住持位次の中、三世無因と四世雲山との位次が、実は逆ではないかという疑念を表明するとともに、五世明江・六世拙堂・七世日峰の位次は、明らかに五世拙堂・六世日峰・七世明江の順となるであろうと提言する次第である。

それにしても、関山よりの一流相承の法系を誇る妙心寺教団にとって、関山派の法系の法嗣でもない明江叡西堂の妙心寺住山の事実は、復興期の混乱の時代であったとはいえず、教団にとって甚だ好ましくない事実であった。妙心寺教団が初期の妙心寺の住持世代を、法系者と住世者とに区分しなければならぬ理由も、おそらくこんなところに胚胎しているのではなからうか。

注

- (1) 川上孤山著『妙心寺史』六四頁
- (2) 『同右書』同頁
- (3) 『同右書』一七九頁  
無著道忠著『正法山誌』九〇頁。なお『同書』八九頁以下のような記事がある。「古妙心派瑞世開堂。皆於大徳修之。故妙心祖図。曰大徳景川宗隆等は也。後 後柏原院賜綸旨。於妙心入院開堂時。鄧林和尚初入寺規。故行入寺規。於妙心以鄧林為始。
- (4) 『妙心寺史』二六頁
- (5) 『正法山誌』六〇～六三頁  
『妙心寺史』五六頁～六〇頁
- (6) 拙稿「関山慧玄伝の史料批判」(『東西禪師と臨濟宗』日本仏教史論集 七)  
拙稿「関山国師別伝」について(『禅学研究』六一号)
- (7) 『妙心寺大観』解説七三頁
- (8) 『正法山六祖伝訓註』五二頁
- (9) 『妙心寺文書』(三) 当時の萩原宮は、花園法皇の皇子直仁親王。
- (10) 『妙心寺文書』(三)
- (11) 『同右文書』(三)
- (12) 『同右文書』(三)
- (13) 『妙心寺大観』解説七四頁
- (14) 『妙心寺文書』(三)
- (15) 『同右文書』(一)
- (16) 『妙心寺史』七四頁
- (17) 『妙心寺文書』(三)
- (18) 『同右文書』(四)
- (19) 荻須純道編著『妙心寺』一八二頁
- (20) 『同右書』一八二頁
- (21) 『正法山六祖伝訓註』一八頁
- (22) 『同右書』五六頁
- (23) 『同右書』五五頁
- (24) 『同右書』五六頁
- (25) 『妙心寺史』八一頁
- (26) 『正法山六祖伝訓註』五六頁
- (27) 『妙心寺史』八一頁  
『正法山誌』一六頁で、無著も「古記云」として以下のよう述べている。「任用者時公方之俗叔也。賜妙心寺。改名龍雲寺也。」
- (28) 玉村竹二稿「初期妙心寺史の二、三の疑点」(『東西禪師と臨濟宗』一九四頁)
- (29) 『正法山六祖伝訓註』五六頁
- (30) 『同右書』五八頁
- (31) 『妙心寺史』七八・八一頁
- (32) 『正法山六祖伝訓註』五七頁
- (33) 『同右書』五七頁。宗利西堂は、おそらく大応派に属する南禅寺塔頭正眼院の僧であらうと思われるが、もとも

と道号も出自も生没も、すべて不明の人である。江戸時代中期、駿州蒲原の龍雲寺の応禪普善（一六七三—一七四三）が、関山の「遺誠」を偽作し、その伝承の正しさを諸人に納得させるために、出自の明らかでない宗利の法諱に根外の道号を付し、雲山の弟子に仕立て、「遺誠」の跋文の作者の一人としたのである。これによって寛延版の『正法山宗派図』の発刊以後、雲山の法嗣として、根外宗利の名が妙心寺派の宗派図に記載され定着して行くことになるのである。

- (33) 『正法山六祖伝訓註』五七頁  
 (34) 『妙心寺史』八二・三頁  
 (35) 『正法山六祖伝訓註』五七頁  
 (36) 『同右書』二六頁  
 (37) 日本仏教史論集七『柴西禪師と臨済宗』所収  
 (38) 玉村竹二著『日本禅宗史論集』下之二、三〇七頁  
 (39) 『同右書』三〇七・八頁  
 (40) 『同右書』三〇八頁  
 (41) 『正法山六祖伝訓註』五四頁  
 (42) 『妙心寺史』七七頁  
 (43) 『正法山六祖伝訓註』五八頁  
 (44) 『同右書』五八頁  
 (45) 同庄園目録は『妙心寺史』八五頁にも収録されている。アルファベットの記号順に各文書の補充的な説明を以下に施しておく。

- Ⓐ 貞和二年七月廿二日花園法皇宸翰（往年御宸翰）関山宛 『妙心寺文書』(一)所収  
 (二三四)  
 Ⓑ 応永五年十月廿五日鹿苑院（足利義満）御判御教書 妙心寺住持宛 『妙心寺文書』(四)所収  
 (二三九)  
 Ⓒ 暦応五年正月廿九日花園院院宣 関山宛 『妙心寺文書』(一)所収 但し同文書では光明院の繪旨としている。  
 (二三四)  
 Ⓓ 康永四年二月十三日花園院院宣 関山宛 『妙心寺文書』(一)所収 但し同文書では光明院繪旨とする。  
 (二三四)  
 Ⓔ 貞治三年二月廿三日崇光院院宣 授翁宛 『妙心寺文書』(一)所収 但し同文書は後光嚴院院宣とする。  
 (二三四)  
 Ⓕ 貞治五年廿一日萩原宮令旨 授翁宛 『妙心寺文書』(一)所収  
 (二三六)  
 Ⓖ 応安四年七月廿日 故中納言寄進状 妙心寺方丈宛 『妙心寺文書』(三)所収  
 (二三七)  
 Ⓖ 応安四月十月三日 萩原宮令旨 雲山宛 『妙心寺文書』(三)所収  
 (二三三)  
 Ⓘ 応安六年九月三日 後光嚴院院宣 雲山宛 『妙心寺文書』(三)所収  
 (二三七)  
 Ⓛ 応安六年九月三日 後光嚴院院宣 雲山宛 『妙心寺文書』(三)所収  
 (二三七)  
 Ⓚ 永徳三年正月十一日 萩原宮令旨 無因宛 『妙心寺文書』(三)所収  
 (二三五)  
 Ⓛ 永和元年七月五日 後円融院繪旨 雲山宛 『妙心寺大観』に収録され、繪旨そのものが存在するが、『妙心

